



## 安全データシート (SDS)

### 1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社  
東京都中央区日本橋本町4-3-8  
担当  
TEL (03) 3270-2701  
FAX (03) 3270-2720  
緊急連絡 同上  
改訂日 2024/06/19  
SDS整理番号 13716152

製品等のコード : 1371-6152、1371-5132、1371-6390

製品等の名称 : -メチルスチレン (イソプロペニルベンゼン)

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途 (当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)  
ABC樹脂の耐熱・耐衝撃性の強化、ポリエステル樹脂、アルキド樹脂の変性 など

使用上の制限 : 推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと



### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

##### 物理化学的危険性

引火性液体 : 区分3  
自己反応性化学品 : タイプG  
自然発火性液体 : 区分に該当しない

##### 健康に対する有害性

急性毒性 (経口) : 区分に該当しない [区分5 (国連GHS分類)]  
皮膚腐食性/刺激性 : 区分2  
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分2B  
発がん性 : 区分2  
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) : 区分3 (気道刺激性、麻酔作用)  
特定標的臓器毒性 (反復ばく露) : 区分1 (肝臓)、  
区分2 (呼吸器、腎臓)  
誤えん有害性 : 区分1

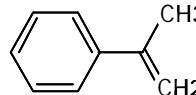
##### 環境に対する有害性

水生環境有害性 短期 (急性) : 区分2  
水生環境有害性 長期 (慢性) : 区分2

注意喚起語: 危険

##### 危険有害性情報

引火性液体及び蒸気  
飲み込むと有害のおそれ (経口)  
皮膚刺激  
眼刺激  
発がんのおそれの疑い  
呼吸器への刺激のおそれ  
眠気又はめまいのおそれ  
長期又は反復吸入ばく露による肝臓の障害  
長期又は反復吸入ばく露による呼吸器、腎臓の障害のおそれ  
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ  
水生生物に毒性



長期的影響により水生生物に毒性

注意書き

【安全対策】

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。  
 容器を密閉しておくこと。  
 容器を接地すること、アースをとること。  
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。  
 火花を発生させない工具を使用すること。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
 ミスト、蒸気などを吸入しないこと。  
 取扱い後は、よく手を洗うこと。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
 環境への放出を避けること。

【応急措置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせない。直ちに医師に連絡すること。  
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと、取り除くこと。  
 皮膚を多量の水と石鹸で洗うこと。  
 眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察、手当を受けること。  
 気分が悪い時は医師に連絡すること。  
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察、手当を受けること。  
 眼の刺激が続く場合：医師の診察、手当を受けること。  
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。  
 漏出物を回収すること。

【保管】

日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所(2～10℃)に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分	:	化学物質
化学名	:	-メチルスチレン (別名) 2-フェニルプロペン、2-フェニル-2-プロペン、 1-メチル-1-フェニルエテン、 (1-メチルエチル)ベンゼン、 (1-プロペン-2-イル)ベンゼン、(1-メチルビニル)ベンゼン、 2-フェニル-1-プロペン、1-メチルビニルベンゼン、 イソプロベニルベンゼン、1-イソプロベニルベンゼン、 アルファ-メチルスチレン (英名) -Methylstyrene, 2-Phenylpropene, 2-Phenyl-2-propene, 1-Methyl-1-phenylethene, (1-Methylethenyl)benzene, (1-Propen-2-yl)benzene, (1-Methylvinyl)benzene, 2-Phenyl-1-propene, 1-Methylvinylbenzene, Isopropenylbenzene, 1-Isopropenylbenzene, alpha-Methylstyrene, 2-phenylpropene (EC名称)、 Benzene, (1-methylethenyl)- (TSCA名称)
成分及び含有量	:	-メチルスチレン、99.0%以上 重合防止剤として、p-t-ブチルカテコール(TBC)、約10ppmを含有する。
化学式および構造式	:	C6H5C(CH3):CH2、C9H10、構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	:	118.18
官報公示整理番号(化審法)	:	(3)-5「2-フェニル-プロピレン」、 (3)-8「モノ又はジアルキル(C=1～2)スチレン」
	:	(安衛法)：公表化学物質(化審法番号を準用)
CAS No.	:	98-83-9
EC No.	:	202-705-0
危険有害成分	:	-メチルスチレン

4. 応急措置

- 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。  
 気分が悪い時は、医師の手当を受ける。
- 皮膚に付着した場合：直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。  
 皮膚を速やかに多量の水と石鹸で洗う。  
 皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。  
 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
- 目に入った場合：直ちに、水で15分以上注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用  
 して固着していなければ除去し、洗浄を続ける。  
 まぶたを親指と人さし指で拡げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの  
 隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。  
 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
- 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡する。  
 口をすすぎ、うがいをする。無理に吐かせない。  
 強制的に吐かせると、本製品が揮発性のために嘔吐物の一部が肺に入り  
 高熱が出て出血性肺炎を引き起こす危険性がある。  
 直に、水に活性炭を懸濁した液を飲ませる。  
 けいれんや意識混濁がある時又は意識がもつろうとしている時には吐か  
 せてはいけない（窒息させたり、吐いた物が気管に入って肺炎になるこ  
 とがあるため）。  
 意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管  
 への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流  
 を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速や  
 かに医師の診察を受ける。  
 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
- 予想される急性症状及び遅発性症状：  
 吸入：咳、めまい、咽頭痛  
 皮膚：発赤  
 眼：発赤、催涙性  
 経口摂取：「吸入」の項を参照
- 医師に対する特別注意事項：必要に応じて有機溶剤用の防毒マスクを着用する。  
 火気に注意する。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤：本製品は可燃性、引火性であり、燃焼しやすい。  
 水噴霧、二酸化炭素、泡消火剤、粉末  
 大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤：棒状放水（本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがあるため）
- 特有の危険有害性：引火性が高い。  
 燃え易いので、熱、火花、火炎で容易に発火する。  
 引火点(54 )以上では蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。  
 本品の蒸気は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することが  
 ある。遠距離引火の可能性がある。  
 加熱により容器が爆発するおそれがある。  
 火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法：火元への燃焼源を遮断する。  
 火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。  
 危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。  
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。  
 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護：消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置  
 ：漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。  
 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。  
 皮膚、眼などの身体とのあらゆる接触を避ける。  
 風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。  
 蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。  
 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項  
 回収、中和：河川、下水道、土壤に排出されないように注意する。  
 ：乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で  
 廃棄処理する。  
 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、液面を泡で覆い密閉できる容器  
 などに回収する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材

- : 危険でなければ漏れを止める。
- : 漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
- : 周辺の発火源を速やかに取除く。
- : 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い
  - 技術的対策 : 裸火禁止、火花禁止、禁煙。強力な酸化剤との接触禁止。
  - : ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
  - : 指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。
  - : 指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。
  - : 指定数量の1/5以上、1未満 (少量危険物) の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。
  - : 指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。
  - : 炎、火花または高温体との接触を避ける。
  - : 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
  - 局所排気・全体換気 : 防爆型の換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。
  - 安全取扱い注意事項 : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
  - : 屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。
  - : 吸い込んだり、目、手や皮膚及び衣類に触れないように保護具を装着する。
  - : 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
  - : 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
  - : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
  - : 取扱い後はよく手を洗う。
  - 接触回避 : 炎、火花または高温体との接触を避ける。
  - 保管
    - 技術的対策 : 保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。
    - : 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。
    - : 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。
    - : 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
    - 保管条件 : 光のばく露や高温多湿を避けて保管する。
    - : 容器を密閉して換気の良い冷暗所 (2~10 ) に保管する。
    - : 容器は遮光し、施錠して保管する。
    - : 本品を貯蔵する所には「火気厳禁」等の表示を行う。
    - : 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
    - 混触危険物質 : 強酸化剤 (硝酸塩、塩素酸塩、過酸化物、過塩素酸塩など)
    - 容器包装材料 : ガラスなど。
    - : アクリル樹脂など多くのプラスチック、ゴムを侵す。

<参考> 室温での容器包装材料の耐薬品性 (あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要)

本品のデータなし。  
類似化合物のスチレンモノマー [CAS No.100-42-5] のデータを示す。

【 :良好 :やや良好(条件による) :やや不良 x:不良 -:データなし 】

スチレンゴム x クロロプレンゴム(ネオプレン) x ニトリルゴム x ブチルゴム x  
天然ゴム x シリコンゴム x フッ素ゴム(バイトン、ダイエル) テフロン  
軟鋼 ステンレス(SUS304 SUS316) チタン アルミニウム 銅  
軟質塩ビ x 硬質塩ビ x ポリスチレン x ABS ポリエチレン ポリプロピレン  
ナイロン アセタール樹脂 - アクリル樹脂 x ポリカーボネート - ガラス

8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 設定されていない。
- 許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標) :  
日本産衛学会 : 設定されていない。
- ACGIH : 設定されていない。
- 設備対策 : この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
- : 防ばくの電気、照明機器を使用する。

作業場には防ばく型の換気装置を設置し局所排気又は全体換気を行なう。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずる。

- 保護具
- 呼吸器の保護具 : 呼吸器保護具 (有機ガス用防毒マスク) を着用する。
  - 手の保護具 : 保護手袋 (テフロン、フッ素ゴム (バイトン) 製など) を着用する。
  - 眼の保護具 : 保護眼鏡 (普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型) を着用する。
  - 皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣を着用する。  
必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
- 衛生対策 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。  
 取扱い後はよく手を洗う。  
 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態
- 性状 : 液体
  - 色 : 無色 ~ 微黄色
  - 臭い : 刺激臭
  - pH : データなし
  - 融点 : -23
  - 凝固点 : データなし
  - 沸点 : 164
  - 引火点 : 54 (密閉式)
  - 可燃性 : 引火性
  - 爆発範囲 : 下限 0.9 vol%      上限 6.6 vol%
  - 蒸気圧 : 300 Pa (20 )
  - 相対ガス密度 (空気 = 1) : 4.08
  - 20 での蒸気/空気混合気体の相対密度 (空気 = 1) : 1.01
  - 密度又は相対密度 : データなし
  - 比重 : 0.91 (20/4 )
  - 溶解性 : 水にほとんど溶けない (混和しない) (0.012g/100mL、20 )。  
エタノール、ジエチルエーテル、アセトンに溶ける (混和する)。
  - オクタノール/水分係数 : log Pow = 3.38
  - 発火点 : 574
  - 分解温度 : データなし
  - 粘度 : 0.94 mPa·s (20 )
  - 動粘度 : 1.0 mm<sup>2</sup>/s (20 )
  - 粒子特性 : データなし

- GHS分類
- 引火性液体 : 引火点54 [密閉式] (IMDG (2006)) は 23 かつ 60 であり  
また、国連危険物輸送勧告ではクラス3、容器等級 III (国連番号  
2303) であることから、区分3とした。  
引火性液体及び蒸気 (区分3)
  - 自己反応性化学品 : 分子内に自己反応性に関連する原子団 (不飽和結合) を含むが、  
国連危険物輸送勧告ではクラス3 (国連番号2303) となっている  
ので、タイプGとした。
  - 自然発火性液体 : 発火点574 (ICSC (2004)) であり、常温の空気と接触しても自然  
発火しないと推定できるので、区分に該当しないとした。

10. 安定性及び反応性

- 安定性 (反応性・化学的安定性) : 通常取扱条件において安定である。  
光のばく露により徐々に重合する。
- 危険有害反応可能性 : 加熱によりあるいは湿度、光の影響下で重合し、火災や爆発の  
危険を伴うことがある。  
強酸化剤と混触すると激しく反応し、火災や爆発を生じることが  
ある。  
蒸気は空気と爆発性混合ガスを作り、54 以上では引火、爆発の  
危険性を生じる。  
熱や火炎に曝されると燃焼する。  
蒸気が熱や火炎に曝されると爆発することがある。
- 避けるべき条件 : 日光、光、高温、裸火、スパーク、静電気
- 混触危険物質 : 強酸化剤 (硝酸塩、塩素酸塩、過酸化物、過塩素酸塩など)
- 危険有害な分解生成物 : 一酸化炭素、二酸化炭素

11. 有害性情報

- 急性毒性 : 経口 ラット LD50 = 4,900 mg/kg (PATTY (6th, 2012) 区分5とした。  
ただし、分類JISでは区分に該当しないである。  
飲み込むと有害のおそれ (経口) (区分5)  
経皮 ウサギ LD50 = 16 mL/kg (14500mg/kg に相当) (SIDS (2002))  
区分に該当しない。  
吸入 (蒸気) 分類できない。  
吸入 (ミスト) ラット LCLo = 3000ppm/6h = 21.74mg/L/4h (SIDS(1998))  
区分に該当しない。
- 皮膚腐食性/刺激性 : ウサギを用いた標準ドレイズ試験で中等度刺激性 (moderate irritating) の結果 (SIDS(1998)) に基づき、区分2とした。  
皮膚刺激 (区分2)
- 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : ウサギの眼に原液0.1mLを適用し、1時間後: に軽度 ~ 中等度の発赤とわずかな浮腫、24時間後にわずかな発赤を認めたが、48時間後にはすべて回復し、適用24時間後のドレイズの評点は8/110 (NITE初期リスク評価書(2008))、また、ウサギを用いた別の試験で試験物質2滴を点眼し、軽度の刺激性 (only slight irritation) との報告 (DFGOTvol.15(2001)) があり、これらの結果に基づき、区分2 Bとした。  
眼刺激 (区分2B)
- 呼吸器感受性 : 分類できない。  
皮膚感受性 : 分類できない。  
生殖細胞変異原性 : 分類できない。  
マウスの吸入投与による末梢血を用いた小核試験 (体細胞 invivo 変異原性試験) での陽性結果 (NTPDB(2009)、NITE 初期リスク評価書(2008)) との報告があるが、本試験は13週間のばく露によるもので、雌の最高用量100ppmで弱い反応がみられているが (陰性対照の1.8倍)、当該用量では死亡例も認められており、雄では陰性である。また invitro 試験での陽性結果もないため、区分2 とするには不十分である。
- 発がん性 : 雌雄ラットに105週間吸入ばく露した試験で、雄に尿管腺腫・癌腫と単核細胞白血病の発生頻度の有意な増加、雌雄マウスに105週間吸入ばく露した試験で、雌雄に肝細胞腺腫・癌腫の発生頻度の有意な増加がそれぞれ観察されている (NTPTR543(2007)) ことからヒトに対する発がん性が疑われるため、区分2とした。  
発がんのおそれの疑い (区分2)
- 生殖毒性 : 分類できない。  
ラットに交配前から経口投与による反復投与毒性・生殖発生毒性併合スクリーニング試験 (OECDTG421) において、交尾率、受胎率、妊娠期間、黄体数および着床数、着床率、出産および分娩率などの親動物の性機能および生殖能に関連する指標に影響はなかったが、高用量群で2腹の全新生児死亡のため4日生存率が若干低下した (厚労省報告 (1996)、SIDS(1998))。この新生児の死亡については、「生存し得た新生児の体重がほぼ順調に増加したことから、被験物質の新生児への直接的な影響よりも、母体毒性による二次的な影響である可能性が高いと考えられる」と記述されている (厚労省報告 (1996))。
- 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) : 本物質はヒトに気道刺激性がある (環境省リスク評価第2巻暫定的有害性評価シート (2003)、環境省リスク評価第4巻 (2005)、ACGIH (7th, 2001)、NITE初期リスク評価書 (2008)、DFGOT vol. 15 (2001)、HSDB (2015))。実験動物では、ラットの経口投与 (区分2超の用量) で、自発運動低下、よろめき歩行、吸入ばく露 (区分2相当) で閉瞼、協調運動失調、感覚消失、ウサギの経皮適用 (区分2超の用量) で、自発運動の低下、痙攣の報告がある (NITE初期リスク評価書 (2008))。  
以上より、本物質は気道刺激性及び麻酔作用があり区分3 (気道刺激性、麻酔作用) とした。  
呼吸器への刺激のおそれ (区分3)  
眠気又はめまいのおそれ (区分3)
- 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) : ヒトについては、肝機能障害、ビタミンB12の欠乏、免疫学的変化の報告がある (NITE初期リスク評価書 (2008))。実験動物では、ラットを用いた反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験

(OECD TG422) において、区分2の範囲である200 mg/kg/day (90日換算値: 雄95.6 mg/kg/day、雌91.1~100 mg/kg/day) でALT増加、肝臓・腎臓の絶対及び相対重量増加、肝細胞の好酸性変化、尿細管上皮の空胞化 (雌) がみられた (厚労省既存化学物質毒性データベース)。マウスを用いた14週間吸入毒性試験において、区分2の範囲である75 ppm (ガイダンス値換算: 0.27 mg/L) 以上で鼻腔の嗅上皮の萎縮・化生、ボーマン腺の萎縮又は過形成、150 ppm (ガイダンス値換算: 0.27~0.53 mg/L) で鼻腔の嗅上皮の硝子変性、ラットを用いた吸入経路による2年間発がん性試験において区分2の範囲である100 ppm (0.48 mg/L) で嗅上皮の基底細胞の過形成、マウスを用いた吸入経路による2年間発がん性試験において区分2の範囲である100 ppm (0.48 mg/L) で嗅上皮の化生・腺の過形成がみられている (NTP TR 543 (2007))。以上からヒトで肝臓への影響がみられ、実験動物において区分2の範囲で鼻腔、肝臓、腎臓に影響がみられている。従って、区分1 (肝臓)、区分2 (呼吸器、腎臓) とした。長期又は反復吸入ばく露による肝臓の障害 (区分1) 長期又は反復吸入ばく露による呼吸器、腎臓の障害のおそれ (区分2)

誤えん有害性 : 炭化水素であり、HSDB (Access on August 2015) に記載された数値データ (粘性率: 0.940 mPa・s (20 ), 密度 (比重): 0.9106) より、動粘性率が1.03 mm<sup>2</sup>/sec (20 ) と算出されることから、区分1とした。飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ (区分1)

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期 (急性) : 甲殻類 (オオミジンコ) 48時間EC50 = 2.6mg/L (環境省生態影響試験 (1996))

水生生物に毒性 (区分2)  
水生環境有害性 長期 (慢性) : 急性毒性が区分2、生物蓄積性が低いものの (BCF = 140) (既存化学物質安全性点検データ) 急速分解性がない (BODによる分解度: 0%) (既存化学物質安全性点検データ) ことから、区分2とした。  
長期的影響により水生生物に毒性 (区分2)

残留性・分解性 : 難分解性。BOD分解度 = 0%

生物蓄積性 : 低濃縮性。BCF = 140

土壤中の移動性 : データなし

オゾン層への有害性 : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。都道府県知事などの許可 (収集運搬業許可、処分業許可) を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付して廃棄物処理を委託する。廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。

(参考) 燃焼法  
可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉 (おが屑) 等に吸収させて、アフターバーナ及びスクラパ付き焼却炉の火室で焼却する。  
汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号 [UN No.] : 2303  
品名 [Proper Shipping Name] : イソプロベニルベンゼン [ISOPROPENYL BENZENE]  
国連分類 [UN Hazardous Class] : クラス 3 [CLASS 3]、副次危険 - [引火性液体 [Flammable liquids]]  
容器等級 [UN Packing Group] : III

海上規制情報: IMO の規定、IMDG に従う。

- 海洋汚染物質 (海洋汚染面からの危険物) : 該当 (Yes)
- MARPOL73/78付属書11及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類 : Y (アルファメチルスチレン)
- 少量危険物許容量 : 5L
- 航空規制情報 : ICAO/IATA の規定に従う。
- 陸上規制情報 : ADR/RID の規定に従う。
- 国内規制 :
  - 陸上規制情報 : 消防法、道路法等の規定に従う。
  - 消防法〔第4類 第2石油類、非水溶性液体、危険等級3〕
  - 容器 : 危険物の規制に関する規則 別表第3の2 参照
  - (注) 容器は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5に定める容器試験基準に適合していることを確認すること。
  - 容器表示 : 1. 第2石油類、危険等級3、化学名
  - 2. 数量
  - 3. 火気厳禁
  - 積載方法 : 運搬時の容器積み重ね高さ... 3m以下
  - 混載禁止 : 消防法危険物第1類及び第6類、 高圧ガス
- 海上規制情報 : 船舶安全法、危規則等の規定に従う。
- 航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
- 特別の安全対策 :
  - ・ 収納容器に漏れがないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積載し、荷崩れ防止を確実にし、収納容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。その他一般的な注意事項は、7. 取扱いおよび保管上の注意の項による。
  - ・ 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。重量物を上積みしない。
  - ・ 運搬中に収納容器から著しく漏れる等の災害が発生する恐れがある場合、災害防止の応急処置を講ずると共に、最寄りの消防機関その他の関係機関に通報する。
  - ・ 車輛等による運搬の際には、荷送人は運送人にイエローカードを携帯させる。
  - ・ ローター、運搬船には所定の標識板、消火設備、災害防止用応急資材を備える。

緊急時応急処置指針番号 : 128

15. 適用法令

- 労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (政令番号 第36号「アルファ-メチルスチレン」)、対象重量%は 1)
- 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (政令番号 第36号「アルファ-メチルスチレン」、対象重量%は 0.1)
- (令別表第9)
- (注) 令和7年4月1日以降、政令番号: 規則別表第2の145に変更
- 危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号)
- 化審法 : 優先評価化学物質 No.48 (官報公示日: 2011/04/01)
- 「イソプロピルベンゼン (別名 -メチルスチレン)」
- 評価対象; 人健康影響 / 生態影響
- 旧第二種監視化学物質 No.988 (官報公示日: 2010/03/19)
- 旧第三種監視化学物質 No.46 (官報公示日: 2006/07/18)
- 毒物及び劇物取締法 : 非該当
- 消防法 : 危険物 第4類引火性液体 第2石油類 非水溶性、指定数量1000L、危険等級 (法第2条第7項危険物別表第1)
- 化学物質排出管理促進法 (PRTR法) : 第1種指定化学物質、1-482、「アルファ-メチルスチレン」管理番号: 436
- 船舶安全法 : 引火性液体類
- 航空法 : 引火性液体
- 海洋汚染防止法 : 有害液体物質 Y類物質「アルファメチルスチレン」(施行令別表第1)
- 大気汚染防止法 : 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質
- 「イソプロピルベンゼン (別名: -メチルスチレン)」
- (中環審第9次答申の20)
- 輸出貿易管理令 : キャッチオール規制 (別表第1の16項)
- HSコード: 2902.90
- 第29類 有機化学品
- ・ 輸出統計番号 (2024年1月版): 2902.90-000
- 「環式炭化水素
- その他のもの」



・輸入統計番号 (2024年4月1日版): 2902.90-000  
「環式炭化水素  
- その他のもの」

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

参考文献 :

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances	NIOSH CD-ROM
GHS分類結果データベース	nite (独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。